

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

1. 今回、平成 24 年 4 月から 5 年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の 3 つの基本政策を定めることとした。
 - I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
 - II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - III. 公正・透明で活力ある市場の構築

2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供され、
 - 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。

3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
 - 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」の要請を両立させることを目指していく。

4. 具体的な施策の実施に際しては、
 - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。

5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。